

## 2 アセッサー講習受講支援事業費補助

事 項	内 容
目的	都内に所在する介護サービスを提供する民間の事業所等が、アセッサーの資格を職員に取得させるために必要な費用の一部を都が補助することにより、介護人材の育成を図るとともに、人材の定着促進につなげることを目的とする。
補助対象	都内の介護保険事業所
予算規模	600名
対象経費 及び 上限額等	<p>◎職員のアセッサー講習受講に必要な経費</p> <p>1 対象経費</p> <p>(1) アセッサー講習受講料</p> <p>(2) 講習指定テキスト代</p> <p>(3) 払込取扱手数料</p> <p>(4) 上記(1)から(3)に係る消費税</p> <p>2 上限額</p> <p>1人当たり 22,810円</p>
補助率	10/10
その他	<p>1 補助条件</p> <p>(1) 職員が、一般社団法人シルバーサービス振興会が実施する「平成31年度(2019年度)評価者(アセッサー)講習」を受講し、修了証の交付を受けることを条件として付す。</p> <p>(2) 上記職員が、アセッサー講習を修了後、2か月以内に、1名以上の被評価者について、「介護プロフェッショナルキャリア段位制度」の評価を開始することを条件として付す。</p> <p>(3) (1)及び(2)に定めた条件、その他交付要綱に定めた条件に反した場合については、補助金を交付しない。</p> <p>2 アセッサー講習受講支援事業費補助における予算超過時の取扱い(交付要綱別紙2)</p> <p>(1) 2019年9月1日時点において、勤務するレベル認定者数(常勤及び非常勤の職員数)が少ない事業所を優先して採択する。</p> <p>(2) (1)が同数である場合、2019年9月1日時点において、勤務する現任介護職員数(常勤及び非常勤の職員数)が少ない事業所を優先して採択する。</p> <p>※非常勤の職員数を常勤換算せず、2019年9月1日時点の在籍職員数をそのまま適用する。なお、同一の職員が複数の事業所に所属する場合は、勤務日数が多い方の事業所に算入する。</p> <p>なお、当該記載が虚偽であると認められるときは、当該法人には補助は行わず、補助金交付後であっても、不正な手段による交付を受けたものとして取り扱うものとする。</p>